

2022年度 経団連規制改革要望

雇用・労働分野の行政手続の改善

2022年11月8日

一般社団法人 **日本経済団体連合会**

本日の内容

- 1. 本社一括届出(36協定届)の要件緩和**
- 2. 雇用保険の事業所非該当申請認可の弾力的運用**

1. 本社一括届出(36協定届)の要件緩和

【現状】

- 労働関係法令は事業単位で適用されるため、**行政手続も事業場毎に行うことが原則**
 - 他方、「時間外労働・休日労働に関する協定届」(**36協定届**)については、本社を管轄する労働基準監督署に事業場分をまとめて届け出る「**本社一括届出**」が可能
 - ただし、本社一括届出は、**本社と各事業場の協定内容が同一**であることが必要。
- ⇒ 事業場毎に異なる機能・役割を持たせた上で、最適な働き方を模索する企業にとっては、**依然として行政手続の届出負担を軽減できない状況**

| 事業場毎に同一であることが必要 | 事業場毎に異なってもよい |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 協定の有効期間・ 業務の種類・ 延長することができる時間数・ 時間外労働をさせる必要のある具体的事由・ 休日労働をさせる必要のある具体的事由・ 労働させることができる法定休日の日数、同日における始業及び終業の時刻・ 協定の成立年月日・ 使用者職名・氏名 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業の種類・ 事業の名称・ 事業の所在地(電話番号)・ 労働者数・ 労働組合の名称又は過半数代表者職名・氏名※・ 過半数代表者の選出方法※ <p>※ 電子申請の場合に限る</p> |

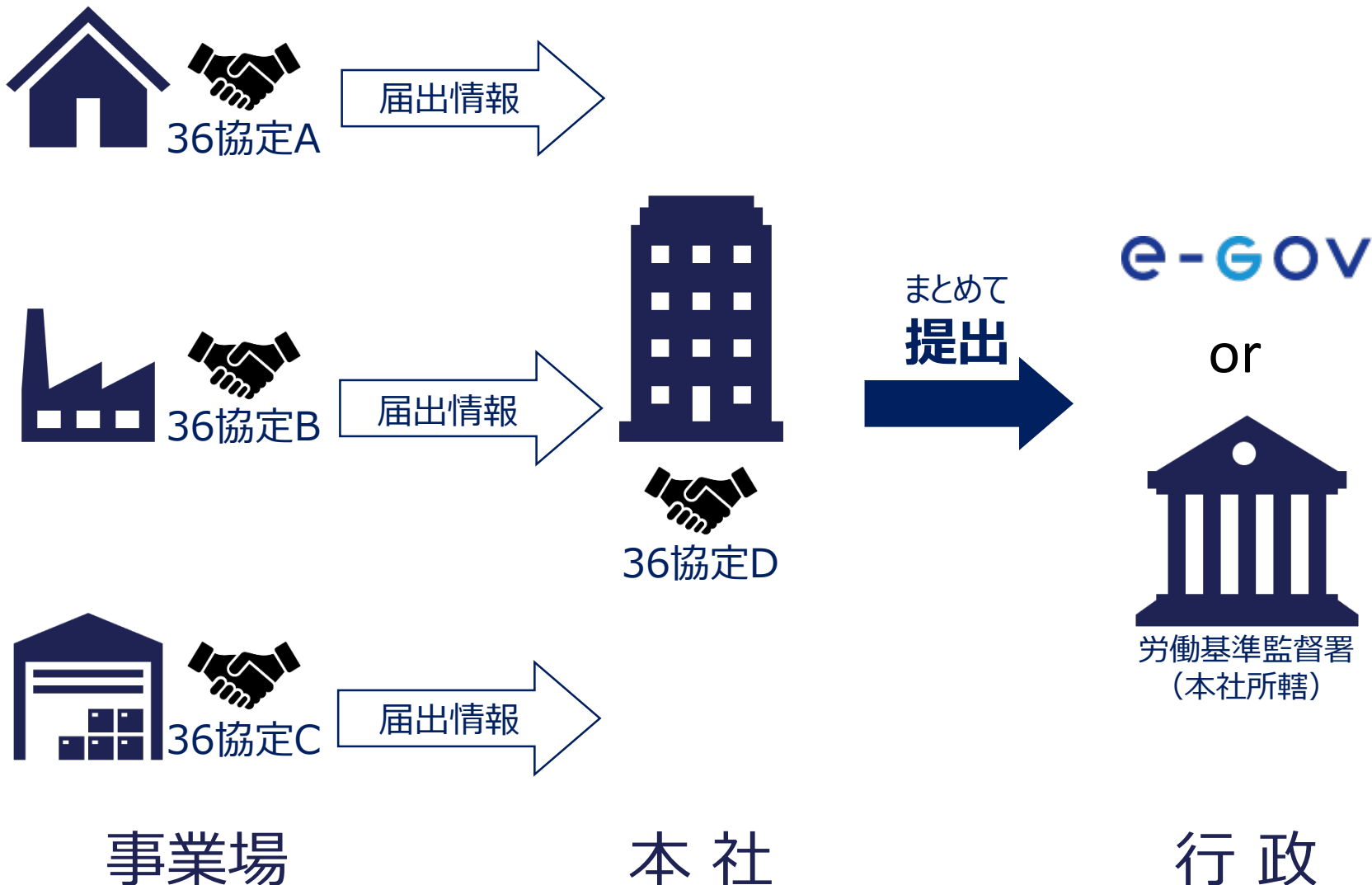
【要望】

事業場毎に**協定内容が異なる場合も活用できる**よう、本社一括届出の**要件を緩和**すべき

要望のイメージ

- 行政手続の簡素化・効率化が目的。※事業場毎の協定締結は従来と同様

※36協定AからDの協定内容が異なる



【金融業の具体例】

- 企業全体の競争力強化を図るため、支店の多様化、コールセンターの設置等、複数の形態で拠点運営がなされている。
 - 本社には支店と異なる独自の業務も多数あり。
- ⇒ 本社と支店との間で業務や働き方が大きく異なるため、別々の36協定を締結・運用

本社特有の業務、時間外/休日労働の対象(例)



ディーリング業務



役員専用運転手



情報システムの緊急時対応

- 各支店の36協定を本社の人事部がまとめて記載(入力)し、届出ができれば効率的・効果的だが、**本社と支店で協定内容が異なるため、「本社一括届出」の活用は不可**
- **事業場毎に労働者代表が異なる場合、電子申請以外は不可**

2. 雇用保険の事業所非該当申請認可の 弾力的運用(別紙参照)